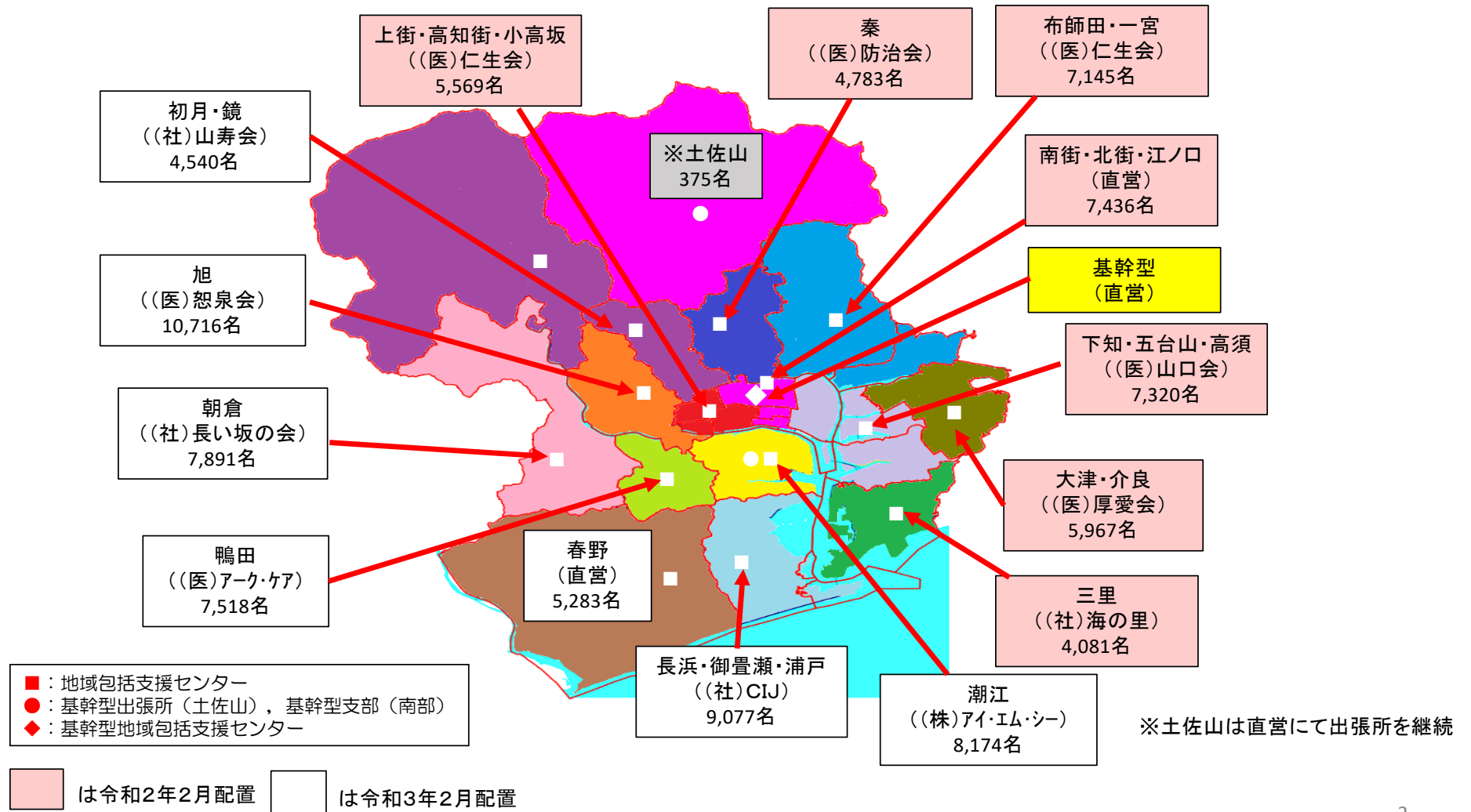


高知市地域包括支援センター

高知市基幹型地域包括支援センター 副所長

関田 学俊

地域包括支援センター体制(完成形)



地域包括支援センターの役割

①総合相談・支援

住み慣れた地域で、その人らしくいきいきと生活することができるように、地域のさまざまな社会資源を使って、高齢者の生活を総合的に支えます。

②権利擁護，高齢者虐待防止支援

高齢者の人権や財産を守るために、権利擁護事業・成年後見制度の活用支援，虐待の防止や早期発見を進めていきます。

③地域の関係機関の連携とケアマネジャー支援など

医療・保健・福祉等の関係機関の連携や地域のネットワークづくりを進め，困難事例に対する支援などを行います。

④介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

健康・介護予防講座，いきいき百歳体操支援などの介護予防事業や，訪問型・通所型等の生活支援サービスのケアマネジメントを行います。

出張所の主な業務

○総合相談・支援

全般の問い合わせについて相談を受け、適切な支援等を行います。

○地域における介護予防の啓発等

いきいき百歳体操の開催支援や介護予防講座開催など介護予防に関する知識や実践の普及を行います。

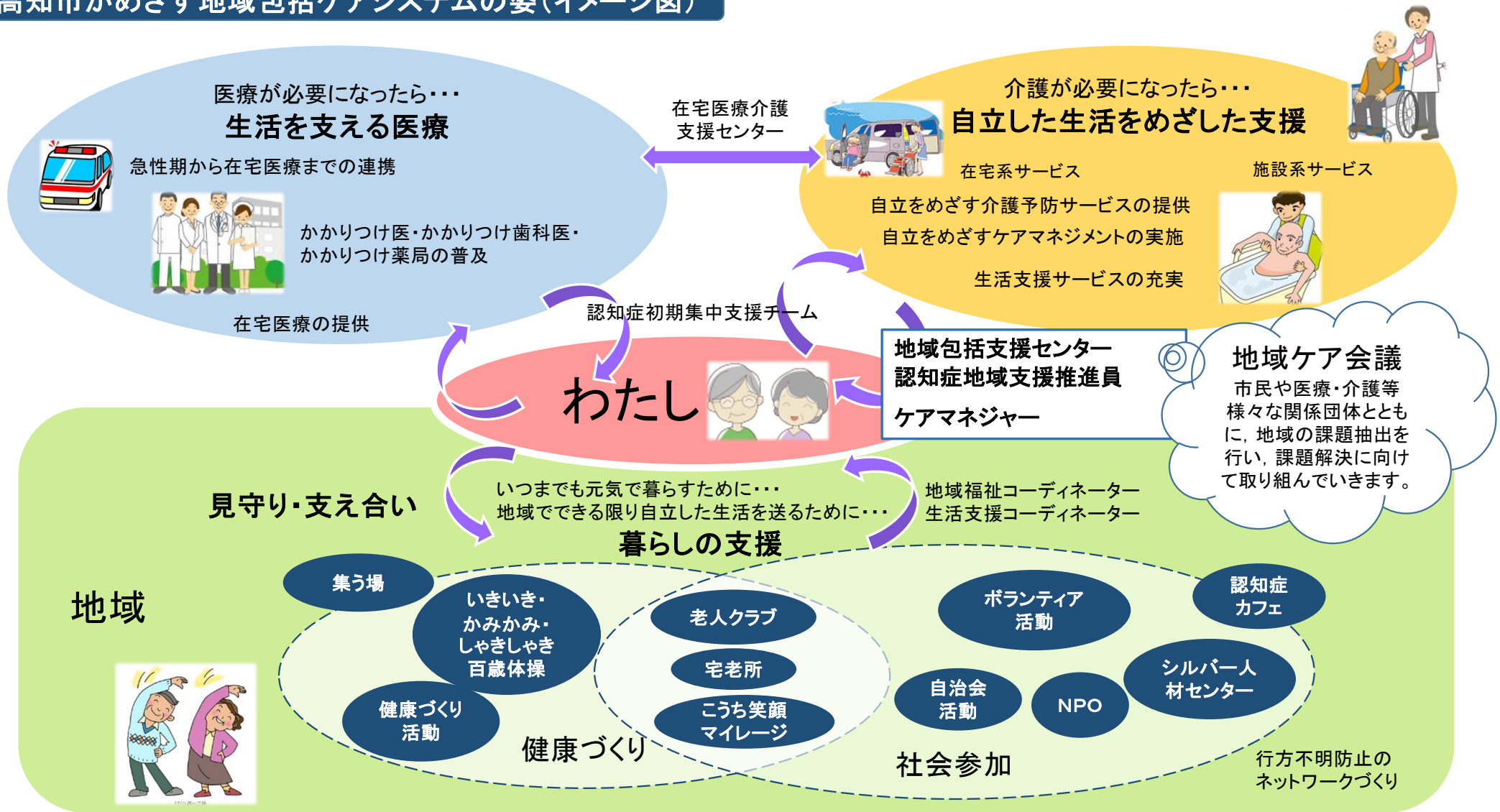
ご近所にこのような高齢者はいらっしゃいませんか？

- ・郵便物や新聞が郵便受けにたまっている
- ・家を訪問しても顔を出してくれない
- ・最近、外出している姿を見かけなくなった
- ・夜になっても家に明かりがつかない
- ・話をすると、知り合いがいないと悩んでいた
- ・最近引越してきたけど周囲になじめていないようだ
- ・姿は見かけるが庭の手入れがされなくなったり洗濯物も干されなくなった
- ・服装が不自然なまま外出している
- ・最近、顔色も悪く、やせてきて元気がない など

気になる事があれば、地域包括支援センター又は出張所までご連絡ください。

高知市が目指す地域包括ケアシステム

高知市がめざす地域包括ケアシステムの姿(イメージ図)



地域支援事業

地域支援事業の概要 平成29年度予算額 公費3,139億円、国費1,569億円

- 地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築するため、市町村において「地域支援事業」を実施。

○地域支援事業の事業内容 ※金額は積算上の公費（括弧書きは国費）

(1)介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業) 1,586億円（793億円）

- ① 介護予防・生活支援サービス事業
 - ア 訪問型サービス
 - イ 通所型サービス
 - ウ その他の生活支援サービス（配食、見守り等）
 - エ 介護予防ケアマネジメント
- ② 一般介護予防事業（旧介護予防事業を再編）
 - ア 介護予防把握事業
 - イ 介護予防普及啓発事業
 - ウ 地域介護予防活動支援事業
 - エ 一般介護予防事業評価事業
 - オ 地域リハビリテーション活動支援事業（新）

(2)包括的支援事業・任意事業 1,552億円（776億円）

- ① 包括的支援事業
 - ア 地域包括支援センターの運営 うちイ、社会保障充実分 429億円（215億円）
 - i) 介護予防ケアマネジメント業務
 - ii) 総合相談支援業務
 - iii) 権利擁護業務（虐待の防止、虐待の早期発見等）
 - iv) 包括的・継続的マネジメント支援業務
※支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり 等
 - イ 社会保障の充実
 - i) 認知症施策の推進
 - ii) 在宅医療・介護連携の推進
 - iii) 地域ケア会議の実施
 - iv) 生活支援コーディネーターの配置
- ② 任意事業
 - ・介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

担当：老健局振興課地域支援事業係 櫻井琢磨(03-3595-2889)

○地域支援事業の事業費

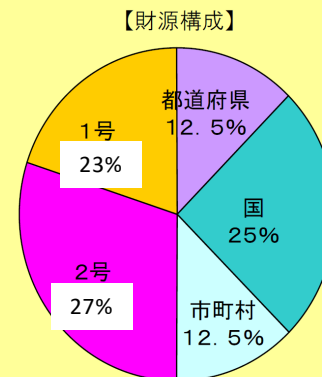
市町村は、政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容、事業費を定めることとされている。

【事業費の上限】

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
 - 事業移行前年度実績に市町村の75歳以上高齢者の伸びを乗じた額
 - 総合事業への移行期間中については、最大10%の伸びまで可能。
※この他、円滑な移行のため「選択可能な計算式」及び「個別協議」の仕組みを設けている
- ② 包括的支援事業・任意事業
 - 「26年度の介護給付費の2%」×「高齢者数の伸び率」
 - 小規模の市町村や給付費の抑制に取り組む市町村については、総合事業への移行時において次の特例の選択が可能
・25,000千円×当該市町村の高齢者人口を4,500で除した値（センター運営費）
・930円×当該市町村の高齢者人口（任意事業）

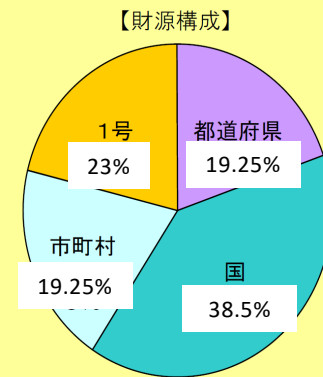
○地域支援事業の財源構成

介護予防・日常生活支援総合事業



○ 費用負担割合は、居宅給付費の財源構成と同じ。

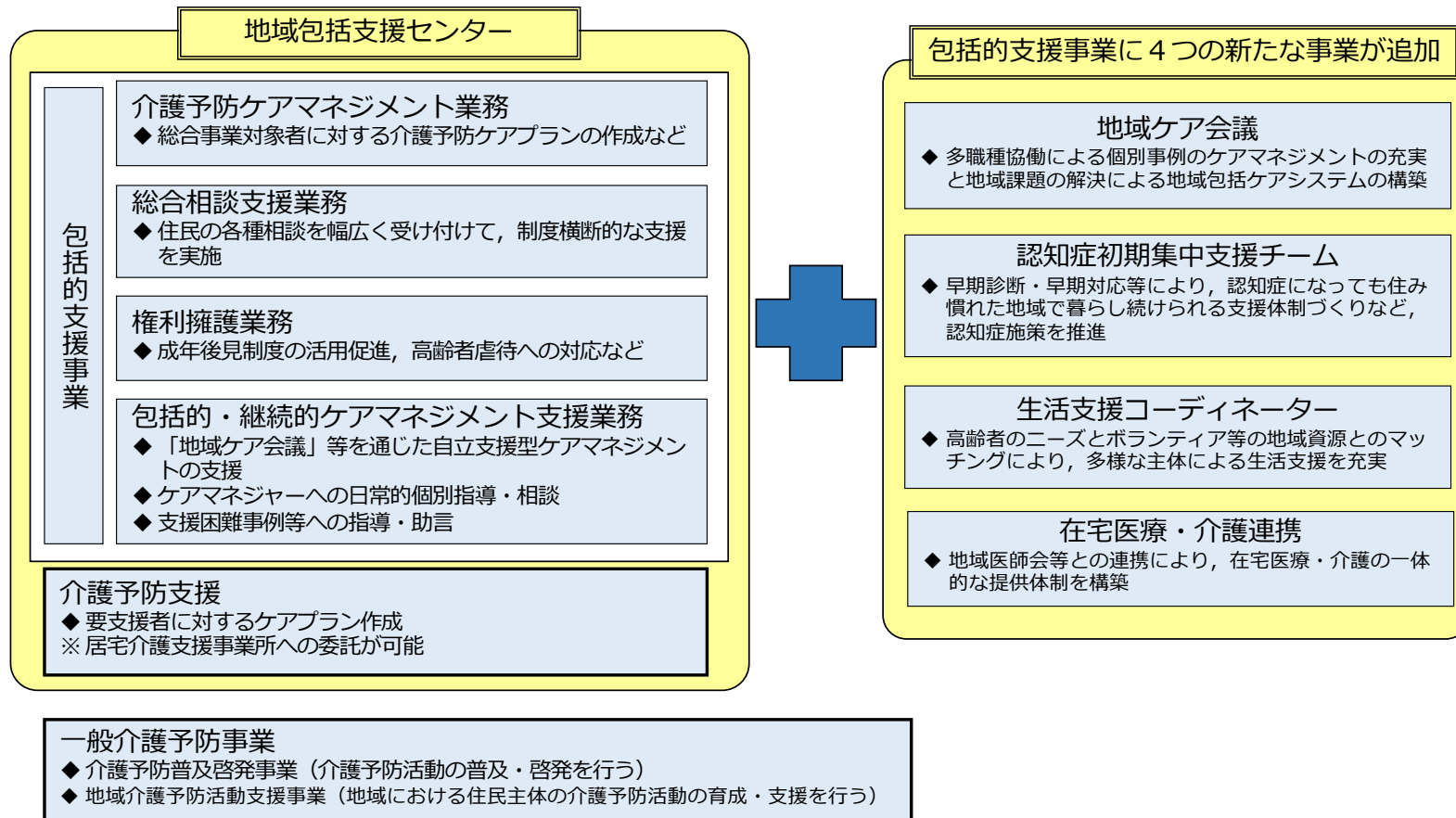
包括的支援事業・任意事業



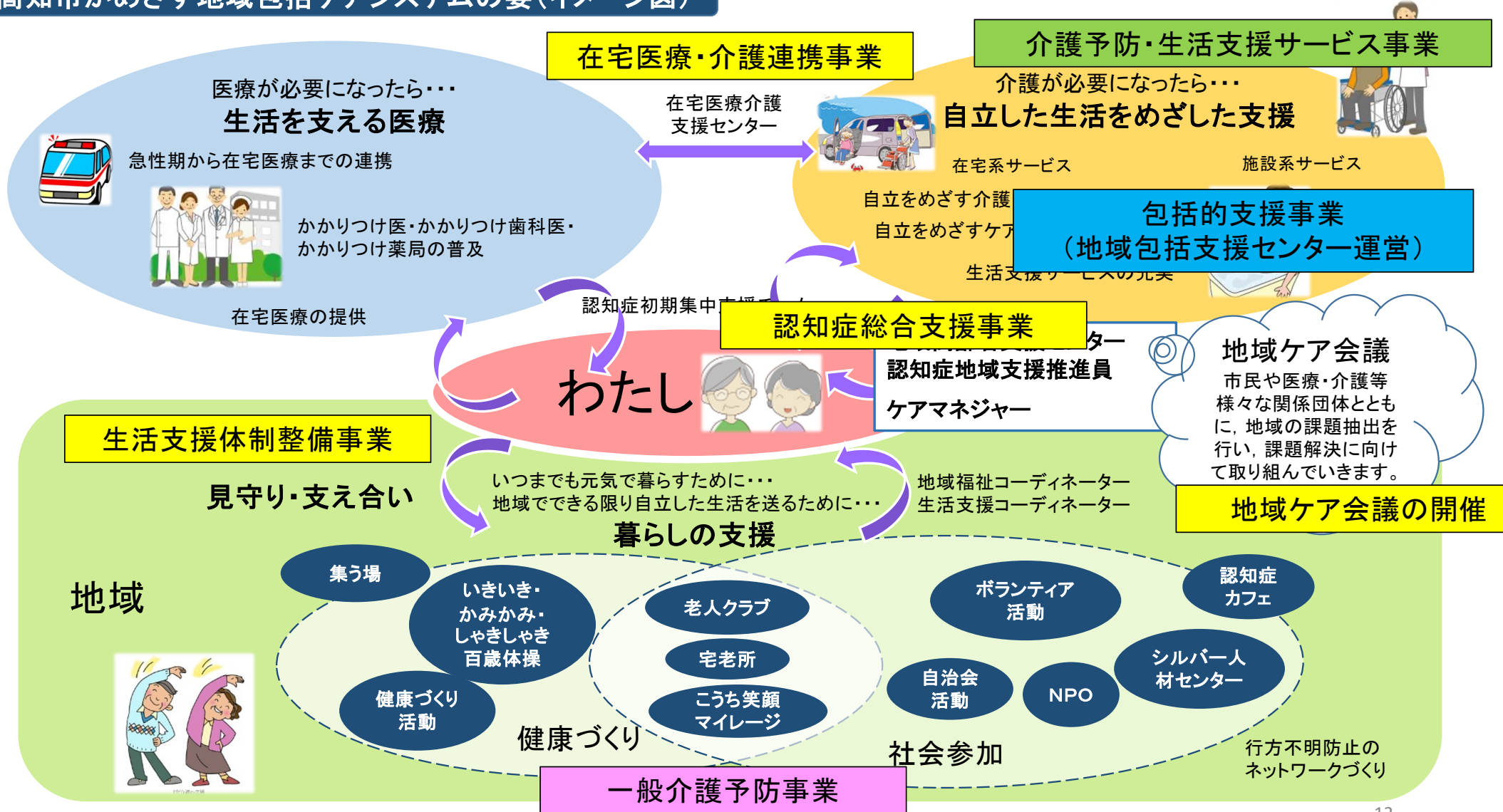
○ 費用負担割合は、第2号は負担せず、その分を公費で賄う。
(国：都道府県：市町村＝2：1：1)

地域包括支援センター・出張所の業務について

- ◆ センターが包括的支援事業の4つの事業に一体的に取り組むことを前提として、地域住民の利便を考慮し、地域の住民に身近なところで相談を受け付け、センターにつなぐための窓口（ランチ）として設置可能（老計発第1018001号厚生労働省老健局計画課長等通知「地域包括支援センターの設置運営について」）
- ◆ 社会福祉士、保健師又は地域保健等の経験のある看護師、主任介護支援専門員、介護支援専門員を1又は2名配置
- ◆ 主な業務は、高齢者の総合相談業務及び介護予防の普及啓発事業



高知市がめざす地域包括ケアシステムの姿(イメージ図)

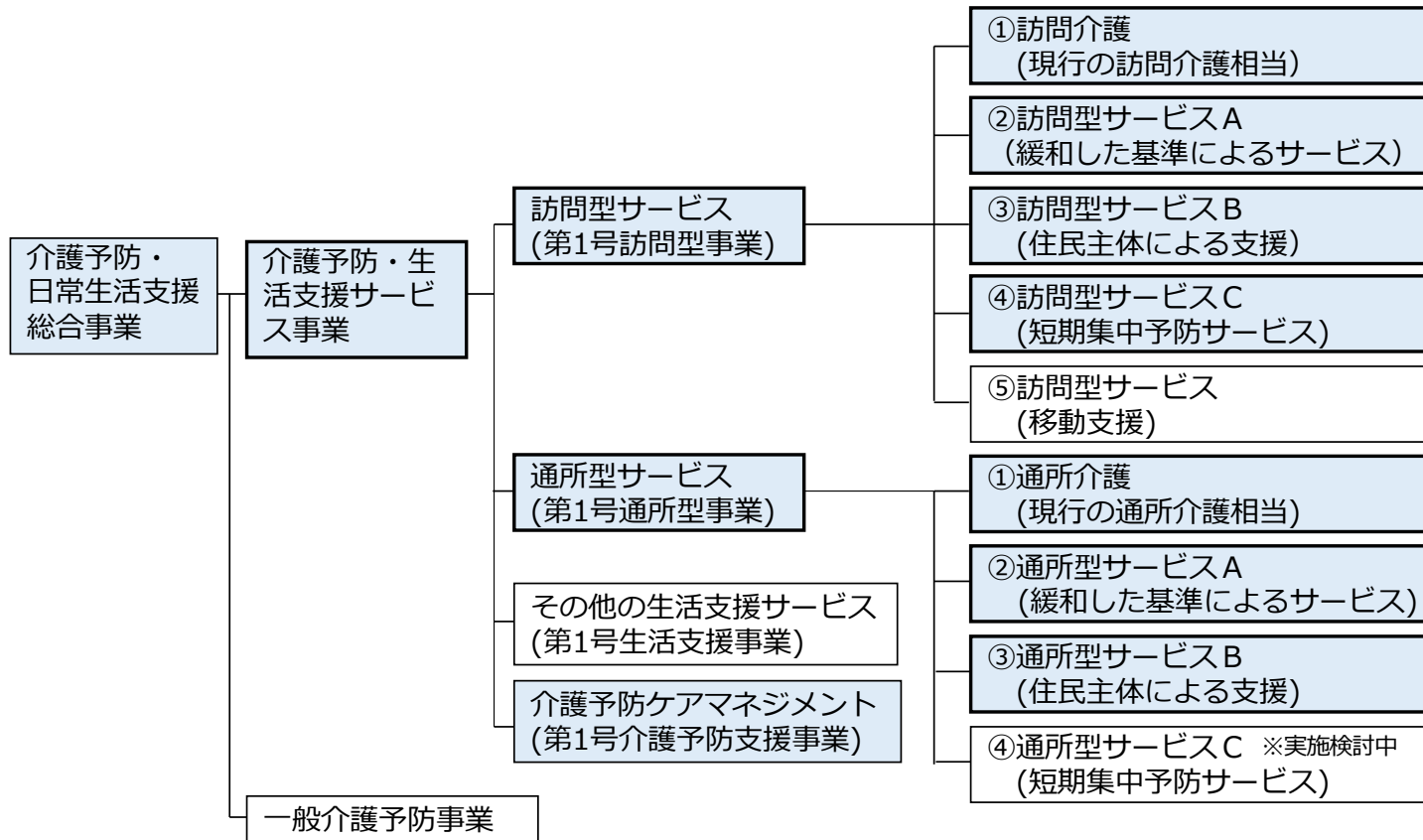


介護予防・生活支援サービス事業

1. 総合事業の概要

総合事業の構成及びサービス内容等

- 旧介護予防訪問介護・通所介護は総合事業へ移行し、要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」（介護保険法に基づく第1号事業）に位置づけられた。



訪問型サービス

①旧介護予防訪問介護に相当するサービス(訪問介護員等によるサービス)

要支援者の居宅において、介護予防を目的として、訪問介護員等により行われる入浴、排せつ、食事等の身体介護や生活援助を行うもの。

②主に雇用されている労働者により提供される、旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービス(訪問型サービスA)

要支援者の居宅において、介護予防を目的として、主に雇用されている労働者(訪問介護員又は一定の研修受講者)が行う生活援助のサービス
(事業費:サービス1回の利用につき2,000円(200単位))

例)調理、掃除等やその一部介助、重い物の買い物代行や同行

③有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援(訪問型サービスB)

要支援者の居宅において、介護予防を目的として、主に住民ボランティア等、住民主体の自主活動として行う生活援助の多様な支援

例)買い物代行、調理、電球の交換、布団干し、階段の掃除

④保健・医療の専門職により提供される、3～6か月の短期間で行われるサービス(訪問型サービスC)

閉じこもり等の心身の状況のために通所による事業への参加が困難で、訪問による介護予防の取り組みが必要と認められる者を対象に、保健・医療専門職がその者の居宅を訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握、評価し、社会参加を高めるために必要な相談・指導等を実施する短期集中予防サービス。

保健・医療専門職:保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士等

⑤介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援(訪問型サービスD)

通院等をする場合における送迎前後の付添支援

通所型サービスや一般介護予防事業における送迎を別主体が実施する場合の送迎

通所型サービス

①旧介護予防通所介護に相当するサービス(通所介護事業者の従事者によるサービス)

要支援者等について、介護予防を目的として、施設に通わせ、当該施設において、一定の期間、入浴、排せつ、食事等の介護等の日常生活上の支援及び機能訓練を行うもの

②主に雇用されている労働者により又は労働者とともにボランティアが補助的に加わった形により提供される旧介護予防通所介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)

高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業。

例)ミニデイサービス、運動、レクリエーション活動

③有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援(通所型サービスB)

住民主体による要支援者等を中心とした定期的な利用が可能な自主的な通いの場づくり。

例)体操、運動等の活動、趣味活動等を通じた日中の居場所づくり、定期的な交流会、サロン、会食

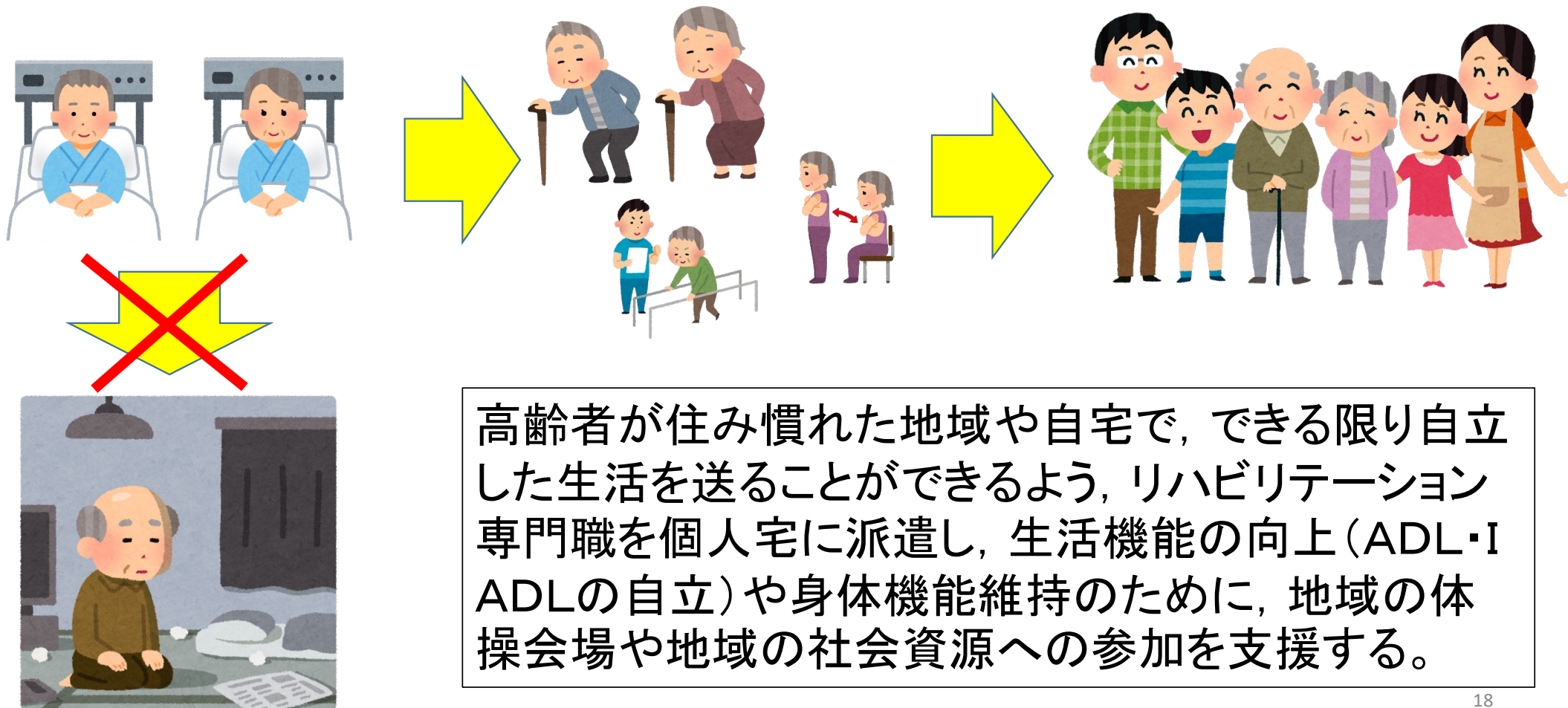
④保健・医療の専門職により提供される、3～6か月の短期間で行われるサービス(通所型サービスC)

個人の活動として行う排せつ、入浴、調理、買物、趣味活動等の生活行為に支障のある者を対象に、保健・医療の専門職が、居宅や地域での生活環境を踏まえた適切な評価のための訪問を実施した上で、おおよそ週1回以上、生活行為の改善を目的とした効果的な介護予防プログラムを実施する、短期集中予防サービス。

保健・医療専門職:保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士等

訪問型サービスC事業

訪問型サービスC事業とは・・・？



そもそも・・・

介護保険法第1条

(目的)

第一条 **この法律は**、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、**これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう**、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき**介護保険制度を設け**、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって**国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図る**ことを目的とする。

現状と課題

- ・入院中のリハビリは家での生活が視野に入っていないことが多い。
- ・退院後は安静に療養するという固定概念
- ・本人も家族も退院後にどうすればいいのか分からない。
- ・家で過ごすことが多くなりがち
- ・体力が落ちていく
- ・それでも本人や家族はどうすればいいのか分からない。

専門職の関与 ⇒ 最適なサービス提供

高知市訪問型サービスC事業

1 根拠法

- ・介護保険法第115条の45第1項第1号イ
- ・地域支援事業実施要綱別記1総合事業(1)介護予防・生活支援サービス事業イ各論(ア)訪問型サービス④保健・医療の専門職により提供される、3～6か月の短期間で行われるサービス(訪問型サービスC)

2 概要

高齢者が住み慣れた地域や自宅で、できる限り自立した生活を送ることができるよう、リハビリテーション専門職を個人宅に派遣し、生活機能の向上(ADL・IADLの自立)や身体機能維持のために、地域の体操会場や地域の社会資源への参加を支援する。

3 対象者

高知市の支援する高齢者で事業対象者、要支援1、要支援2の認定がある者で、退院直後や外出支援等、生活に何らかの課題があり、短期集中的に支援することにより生活機能の向上が見込まれ、それにより自宅等での生活継続が可能となる者。

高知市訪問型サービスC事業

4 実施方法

委託契約(高知市の支援する高齢者宅を訪問可能な法人)

【委託要件】

- ① 受託事業所に常勤(兼務でも可)のリハビリテーション専門職(理学療法士, 作業療法士)が従事していること
- ② 在宅生活への支援期間(訪問看護や訪問リハ等の従事期間)が3年以上の者が1名以上, または高知市地域リハビリテーション活動支援事業の従事経験のある者がいること
- ③ 高知市が実施する「訪問型サービスC従事者研修会」の受講を修了している者がいること

①～③の条件を全て満たすリハビリテーション専門職がいること

高知市訪問型サービスC事業

5 事業内容

(1) 事業の機能

①アドバイザー業務

対象者の生活環境や能力評価を行い、自宅等での生活を継続するために必要な生活環境整備(福祉機器の導入や住宅改修)、生活範囲拡大のための社会資源の紹介や参加への働きかけ等を本人や家族、ケアマネジャー等支援者に対して実施。

②能力評価に基づく短期集中支援業務

自宅等で生活するうえで必要な能力を評価し、その能力を付けるために短期集中的に生活の中で動作獲得に向けた取り組みを行う。

(2) 支援期間

原則3か月までとし、必要に応じ6か月まで延長可能とする。

支援期間が3か月を超える場合は、高齢者支援課と協議の上、延長可否を決定することとする。

6 費用

(1) 報酬単価

1時間30分未満	1回	11,170円
----------	----	---------

1時間30分以上	1回	14,170円
----------	----	---------

初回加算		2,000円
------	--	--------

※当該事業所が初めて訪問しアセスメントを実施した場合に算定できる。

(2) 利用者負担なし

令和4年度 訪問型サービスC事業実施事業所一覧（令和4年4月1日現在）

	事業所名	住所	電話番号	FAX番号	担当者	従事スタッフ数		対象エリア	実費請求のあるもの
						理学療法士	作業療法士		
1	訪問リハビリテーション梅の辻	梅ノ辻8-7	833-4580	832-1806	弘瀬	2	0	高知市全域	実費請求なし
2	伊藤整形外科	介良乙1049	860-3700	860-3705	中村	3	0	介良, 大津近辺	外出支援目的のための公共交通機関利用料, 福祉機器・自助具の工夫等にかかる費用
3	リハビリテーション病院すこやかな社	春野町芳原1316-1	837-2345	837-2227	中川	9	3	春野, 高知市西部・南部	
4	細木病院訪問リハビリテーション	大膳町37	822-7550	822-7550	橋田	5	1	高知市全域	外出支援目的のための公共交通機関利用料, 福祉機器・自助具の工夫等にかかる費用
5	いずみの病院訪問リハビリテーション	薊野北町2丁目10番53号	826-5511	826-5510	坂本	4	0	高知市全域(春野, 土佐山, 鏡以外)	交通費(対象エリア外の場合), 外出支援目的のための公共交通機関利用料, 福祉機器・自助具の工夫等にかかる費用
6	みなみの風診療所	栄田町3-7-1	826-3730	826-3731	永森	3	3	高知市全域	外出支援目的のための公共交通機関利用料, 福祉機器・自助具の工夫等にかかる費用 駐車場利用料(コインパーキング)
7	内田脳神経外科／介護老人保健施設ピアハウス高知	塚ノ原37	843-4700	843-5277	浅井	5	2	高知市西部	外出支援目的のための公共交通機関利用料, 福祉機器・自助具の工夫等にかかる費用
8	IMC訪問看護リハビリステーションそらとこころ	鵜来巣11-38-8あさくらメディカルパーク第2ビル2階	821-8531	821-8532	森下	3	2	高知市全域	交通費, 外出支援目的のための公共交通機関利用料, 福祉機器・自助具の工夫等にかかる費用
9	福田心臓消化器内科	東秦泉寺67番地1	822-1122	822-1149	鎌方	1	0	高知市北部	外出支援目的のための公共交通機関利用料
10	訪問看護ステーションLOCAL	神田462-9	821-6810	821-6811	松下	5	0	高知市西部	外出支援目的のための公共交通機関利用料
11	社会医療法人 近森会 訪問リハビリテーションちかもり	廿代町2番22号	871-7423	871-7217	佐藤	4	2	高知市全域	外出支援目的のための公共交通機関利用料, 福祉機器・自助具の工夫等にかかる費用
12	訪問看護ステーションナースケア	永国寺町2-2ノアハウス2A	855-6012	855-6013	入交	2	2	高知市北部	実費請求なし
13	てのひら訪問看護リハビリステーション	若草町16番5号A棟	821-9668	821-9667	大谷	2	1	西部・南部・北部(秦, 土佐山, 布師田, 一宮以外)	外出支援目的のための公共交通機関利用料, 福祉機器・自助具の工夫等にかかる費用

訪問型サービスC事業実践報告会

虚弱高齢者（事業対象者、要支援1、要支援2）が、できるだけ元気な体を保ち、住み慣れた地域や自宅で、できる限り自立した生活が送れるよう、令和元年11月よりリハ専門職を短期間自宅に派遣する、訪問型サービスC事業を開始しました。本事業を活用し、再び自立した生活が送れるようになった事例や適切な予防サービスにつながった事例もあります。

そこで、実施した事例を報告することで、具体的な利用イメージを膨らませていただき、より多くの方に本事業を積極的に活用していただくため、報告会を開催します。

退院後の生活が心配だなと感じる医療ソーシャルワーカーの皆様、自立支援につなげる方法に悩んでいるケアマネの皆様、C事業の事業所スタッフの皆様、是非ご参加ください。

＜研修会日時＞

令和4年6月6日（月） 18:30～20:30

＜場所＞

総合あんしんセンター3階大会議室（高知市丸ノ内1丁目7-45）

＜スケジュール＞

日時・場所	研 修 内 容
18:00～	受付
18:30～	開会あいさつ
18:50～	訪問型サービスC事業の概要、利用状況について 事例報告①「うつで入退院を繰り返し意欲が低下していた77歳女性」 事例報告②「感染症で短期入院中に体力低下し自宅で転倒していた83歳女性」 事例報告③「退院直後に訪問Cサービスを活用し地域の社会資源につながった90歳女性」 (20分発表、5分質疑応答)
20:05～	医療介護連携、在宅での自立支援を目指して 講師：高知県立大学看護学部 教授 森下安子 先生
20:25～	質疑応答
20:30～	終了

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスク着用にてご参加ください。

※裏面の申込書に必要事項をご記入のうえ下記担当まで FAX にてお申し込みください。

問合せ、申込み先
〒780-0065 高知市塩田町 18 番 10 号
高知市保健福祉センター1階
高知市基幹型地域包括支援センター：小川
TEL：088-823-4014
FAX：088-821-6088

訪問型サービスC事業実践報告会申込書

高知市基幹型地域包括支援センター 小川 行
(FAX:821-6088)

※必要事項をご記入のうえ、令和4年5月30日（月）までにFAXにてお申し込みください。

所属		
連絡先	TEL:	FAX:
記入者氏名		

研修日時・場所

日 時	令和4年6月6日（月） 18:30～20:30	
場 所	高知市総合あんしんセンター3階大会議室 (高知市丸ノ内1丁目7-45)	
参加者氏名	職種	

いきいき百歳体操

1. いきいき百歳体操等会場数(令和4年3月末)

いきいき百歳体操:363箇所(前年度より2箇所減)

かみかみ百歳体操:338箇所(前年度より2箇所減)

しゃきしゃき百歳体操:256箇所(前年度より9箇所減)

2. 支援者数

- ・高知市職員:2名(保健師、理学療法士)

- ・臨時職員:2名(看護師、歯科衛生士)

- ・延べサポーター数:1,507名

- ・インストラクター数:17名(いきいき14名、かみかみ3名、しゃきしゃき0)

3. 支援員役割

- ・高知市職員:体操指導、導入支援、取組啓発、サポーター活動支援

- ・臨時職員:体操指導、導入支援

- ・サポーター:会場運営

- ・インストラクター:体操指導